

【5月16日修正版】

横須賀市公共施設 LED 化 ESCO 事業
事業公募型プロポーザル

実施要領

令和7年（2025年）3月

横須賀市

横須賀市公共施設 LED 化 ESCO 事業 事業公募型プロポーザル 実施要領

(目次)

1	目的	1
2	事業概要	1
3	事業費上限額	2
4	プロポーザル応募の要件と制限	2
5	事業全体スケジュール（予定）	4
6	質疑応答	4
7	参加表明書及び参加資格確認書類の受付	5
8	配布資料	6
9	企画提案書作成要領	6
10	審査方法	8
11	その他	10
12	契約に関する事項	11
13	事務局	12

1 目的

横須賀市（以下「本市」という。）では、脱炭素社会への移行に向けた取組を進めていく姿勢を表明するため、「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」や「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」の制定を行うとともに、総合的に施策を推進するため「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地球温暖化対策実行計画として、「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」（以下「プラン」という。）を策定した。

プランの基本方針のひとつに「省エネルギーの推進」を掲げ、本市の事務事業に伴うエネルギー消費の多くを占める照明・空調機器を高効率機器へ更新する等、エネルギーの消費抑制及び効率的な活用に取り組むこととしている。加えて、「水銀に関する水俣条約」により、令和2年（2020年）12月をもって、水銀ランプの製造及び輸出入が禁止されたこと、また、令和5年（2023年）11月の「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において、令和9年（2027年）末までに蛍光灯の製造・輸出入が終了となる国際的な背景も踏まえ、同計画の目標達成に向けた取組として、公共施設等における照明設備のLED化を民間企業のノウハウや技術力を活用しながら、省エネと温室効果ガスの削減を推進することを目的とする。

本事業は、照明設備のLED化に関するノウハウや技術を有する民間事業者から、設備機器の維持管理及び改修工事等を含めた一括提案を受け、本市にとって最も優れていると考えられる提案を選定するため、公募を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った参加者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市と事業契約の締結に向けた協議を行い合意に至った場合、事業契約を締結し、本事業を実施するものとする。

2 事業概要

（1）事業名

横須賀市公共施設 LED 化 ESCO 事業

（2）対象施設及び対象設備

38 施設（別紙「対象施設一覧」のとおり）

（3）事業の内容

「（2）対象施設一覧」に掲げる公共施設の照明設備のLED化改修工事及び省エネルギー効果検証・保証業務

（4）契約方式

ギャランティード・セイビングス方式（自己資金型）

本業務におけるESCO事業は、参加者（ESCO事業者）の提案する省エネルギー改修等に要する初期費用分の資金を本市が調達するギャランティード・セイビングス方式を用いる。

(5) 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

※サービス料の支払期間（以下「ESCO サービス期間」という。）は3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）とする。

3 事業費上限額

提案額が次の各金額を超えた場合は、失格とする。なお、当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのもので、契約締結の際の予定価格を示すものではない。

(1) ESCO 事業費総額 : 1,015,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

① 契約締結日から令和8年3月31日まで 1,000,000,000 円

② 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで 15,000,000 円

※本契約に係る予算等が本市議会で承認されなかった場合、契約は締結しない。

4 プロポーザル応募の要件と制限

(1) 参加条件

参加者は本事業を十分に遂行する能力を有すると認められる単独事業者またはグループ（複数の企業の共同体）とする。

① グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との対応窓口となり、本事業の遂行の責を負うものとする。また、参加表明時は、グループの構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

② 本業務を他に委託又は請け負わせる場合は、本市との契約時まで適正な委託契約又は請負契約を締結し、その契約内容について事前に本市の了承を得ること。

(2) 参加者の役割

① 参加者は、ESCO 事業者として次の役割をすべて担うこと。グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。

ア 事業役割

本市との対応窓口となり契約等諸手続を行い、本事業遂行の責を負い、削減量が達成できない場合には補償措置を講じること。

イ 設計役割

詳細調査及び設計・計画・監理に関する業務を全て実施すること。

ウ 施工役割

施工に関する業務を全て実施すること。

エ その他役割

維持管理や効果検証等の本事業の遂行に必要なその他業務を実施すること。

(3) 参加者の資格

参加者は、本市との契約締結までに次の要件をすべて満たすこと。

① 事業役割を担う構成員の要件

- ア かながわ電子入札共同システムに登録されていること。
- イ 直近5年度以内に国、地方公共団体の施設において、事業役割として ESCO による LED 化事業を5件以上受託した実績を有すること。
- ウ 本市に本店又は営業所を構えていること。

② 設計役割を担う構成員は、以下の要件を満たすものとする。

- ア かながわ電子入札共同システムに登録されていること。
- イ 直近5年度以内に国・地方公共団体の発注する同種同様の LED 化事業において、設計役割として30施設以上の事業を受託した実績を5件以上有すること。

③ 施工役割を担う構成員は、以下の要件を満たすものとする。

- ア かながわ電子入札共同システムの業種「工事」：営業種目「電気」に登録されている業者で構成することとし、且つ建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する「特定建設業」の許可を受けている者であること。
- イ 直近5年度以内に国・地方公共団体の発注する同種同様の LED 化事業において、施工役割として10施設以上の事業を受託した実績を有すること

(4) 参加者の制限

次に掲げる者は、参加者及び参加者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 入札、契約に関する法令及び契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）に違反している者
- ③ 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中である者
- ④ 参加資格の確認後から審査終了までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止処分を受けている者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者

る者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

- ⑧ 提出書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑨ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
- ⑩ 前年度の法人事業税、消費税及び地方消費税、市税を滞納している者

5 事業全体スケジュール（予定）

（１）本事業は、次の日程で行う。

	項 目	日 程
1	ホームページ上での公募開始	令和 7 年 3 月 7 日（金）
2	質問書の受付	令和 7 年 3 月 7 日（金）～ 3 月 18 日（火）
3	質問書に対する回答の公表	令和 7 年 5 月 16 日（金）
4	参加表明書の提出	令和 7 年 3 月 7 日（金）～ 5 月 23 日（金）
5	参加資格確認結果の通知	令和 7 年 5 月 27 日（火）
6	辞退届の提出期限	令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時まで
7	企画提案書の提出期限	令和 7 年 6 月 17 日（火）午後 5 時まで
8	提案内容プレゼンテーション	令和 7 年 6 月 24 日（火）～ 26 日（木）
9	審査結果通知	令和 7 年 6 月 27 日（金）
10	現地調査・仕様協議	令和 7 年 6 月下旬から 8 月下旬まで
11	契約	令和 7 年 8 月頃
12	ESCO設備の施工	契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
13	ESCO設備の維持管理等	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

※ このスケジュールは変更する場合がある。

6 質疑応答

本実施要領、要求水準書等の内容について疑義がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。質問は提案書作成に係る内容についてのみとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。質問内容及び回答については、本市ホームページに掲載する。

（１）提出期限

令和 7 年 3 月 18 日（火）17 時まで（必着）

（２）提出方法

「13 事務局」あてに電子メールを送付のうえ、受信確認の電話をすること。

件名は「横須賀市公共施設 LED 化 ESCO 事業 実施要領等に対する質問」

(3) 提出書類

質問書（様式 1）

(4) 回答方法

令和 7 年 5 月 16 日（金）17 時までに、本市ホームページに掲載する。

(5) 留意事項

提出期限後の質問及び指定の方法によらない質問は、一切受け付けない。

また、質問の内容は明確に記載すること。

7 参加表明書及び参加資格確認書類の受付

本事業のプロポーザルに参加する意思がある者は、次のとおり関係書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 5 月 23 日（金）まで

(2) 提出先

「13 事務局」のとおり

(3) 提出方法

持参または書留郵便

(4) 提出書類

① 参加表明書（様式 2 の 1）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

② グループ構成表（様式 2 の 2）【グループで応募する場合】

グループの各構成員の役割を記入すること。参加時の構成員全てが ESCO 事業者の構成員となるよう共同企業体を結成すること。また、本市との契約締結までに構成員の間で交わされた契約書または覚書等の写しを提出すること。

③ 参加者概要（様式 3）

損益計算書、貸借対照表について、直近 3 期分を添付すること。グループで応募する場合は各構成員についてそれぞれ書類を作成、添付すること。

④ ESCO 関連事業実績一覧表（様式 4）

グループで参加の場合は、事業役割を担う参加者で作成し提出すること。

⑤ LED 化事業設計実績一覧表（様式 5）

グループで参加の場合は、設計役割を担う参加者で作成し提出すること。

⑥ LED 化事業工事实績一覧表（様式 6）

グループで参加の場合は、施工役割を担う参加者で作成し提出すること。

⑦ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式 7 の 1）

・役員等氏名一覧表（様式 7 の 2）

グループで参加の場合は、全ての構成員が提出すること。

⑧ 納税証明書

前年度の法人事業税、消費税及び地方消費税、市税の納税証明書を各 1 通綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

（5）参加資格の確認

参加資格要件の確認は、前号の参加表明書の提出日をもって行うものとし、その結果は、参加資格の有無にかかわらず、「参加資格確認通知書（様式 8）」により、令和 7 年 5 月 27 日（火）までに電子メールにて参加者（代表者）に通知する。

（6）参加の辞退

前号の参加資格確認通知書において、参加資格があると認めた者のうち、特別な事情等により辞退しなければならない場合は、令和 7 年 6 月 13 日（金）17 時までに提案辞退届（様式 9）を持参または郵送等により提出すること。持参の場合は事前に事務局へ連絡し、日程調整すること。郵送等の場合は提出期限まで必着とし、配送状況が確認できる手段で郵送すること。

8 配布資料

（1）本市ホームページからダウンロードするもの

- ① プロポーザル実施要領
- ② 提出様式
- ③ 要求水準書
- ④ 対象施設一覧表

（2）参加資格確認通知書を受けた者へ配布するもの

- ① 既存機器リスト

9 企画提案書作成要領

（1）提出期限

令和 7 年 6 月 17 日（火）17 時まで（必着）

(2) 提出先

「13 事務局」のとおり

(3) 提出方法

持参または郵送等による。持参の場合は事前に事務局へ連絡し、日程調整すること。

郵送等の場合は提出期限まで必着とし、配送状況が確認できる手段で郵送すること。

(4) 提出書類

提出書類は提案書提出届（様式10）を表紙とし、目次、本編、別紙、見積書の順に製本し提出すること。なお、提出書類は正本1部、副本9部とし、提出書類の電子データ（PDF ファイル形式）を記録した電子媒体（CD-ROM または DVD-ROM）を1部提出するものとする。

副本には、企業名、住所、ロゴマーク等の参加者が特定できる表示を記載しないこと。

また、次に掲げる事項に則さない場合は、正しい評価が得られない場合があるので注意すること。

① 企画提案書（様式10～10の7）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

~~提出は正本のみとし、副本は不要とする。~~

② 目次

事業者の様式によること。ただし、用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型（左綴じ）、両面印刷で作成すること。

③ 本編

ア 「10 審査方法（2）評価方法及び評価基準②評価基準」に示す内容を記載し、評価対象項目技術点の記載場所を明確にすること。記載順序は任意とする。

イ 事業者の様式によること。ただし、用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型（左綴じ）、両面印刷で作成すること。

ウ ページ番号を記載すること。

エ 本文を表記する文字は、原則として11ポイント以上の大きさとする。

オ 多色刷り、イメージ図、イラスト等の使用は可とする。

カ 記載内容については、要求水準書を参照するとともに、的確な審査ができるように具体的な記述を心がけること。

④ 見積書（様式12）

ア 用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型（左綴じ）、両面印刷で作成すること。

イ 「3 事業費上限額」の範囲内で本業務に係る事業費の見積を作成すること。また、年度別の事業費及びその内訳を記載すること

ウ ページ番号を記載すること。

エ 正本には、代表者印を押印すること。

⑤ 別紙

ア 提出書類「③～④」に係る根拠資料、別図、仕様書を添付できるものとする。

別紙毎に通し番号を記載し、提出書類「③～④」の対応箇所に別紙の番号を記載すること。

イ 事業者の様式によること。

(5) 審査の結果、優先交渉権者となった場合、提案内容に基づいて、仕様等に関する詳細協議を行う。

10 審査方法

(1) 基本事項

審査は、本市が設置する公共施設 LED 化 ESCO 事業プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、提出された企画提案書等の内容及び提案プレゼンテーションの審査を基に総合的に評価し、優先交渉権者及び次点者の選定を行う。

- ① 本件プロポーザルは、業務における取組方法、ノウハウ等について提案を求めるものであり、本業務内容についての最終成果品の提案を求めるものではない。
- ② 審査会は、非公開とする。
- ③ 全ての企画提案について、契約の目的が十分に達成できないものであると判断したときは、優先交渉権者を特定しないものとする。

(2) 評価方法及び評価基準

① 評価方法

審査会は、各委員の提案内容に対する評価点をもとに、参加者が優先交渉権者として適当かどうか各委員が意見を表明し、審査会全体で議論し採決する方式によって、優先交渉権者及び次点者を選定する。なお、有効な提案が1つに限られる場合でも審査会は実施する。

② 評価基準

企画提案者から提出された企画提案書等を基に、次表の項目についてそれぞれ評価し、評価点を算出する。評価点数の合計が満点の6割に満たない場合は、失格とする。評価点が最高点となった参加者が複数の場合は、見積金額が安価な参加者を優先交渉権者とする。

評価項目	視点	配点
技術点		
1. 設計に関する提案	・使用機器について ・設置場所等について	20
2. 施工に関する提案	・安全性について ・品質について ・施工工程について ・概略工程表、施設における施工日数平均、資材置き場選定等について ・市内事業者の活用について	60
3. 維持管理に関する提案	・効果検証について ・事業開始後の修繕について	20
4. 環境に対する提案	・地球温暖化対策への貢献度について ・既存設備の撤去・産廃について	30
5. 事業者提案	・会社概要、実績等について ・事業者のノウハウ等に基づく提案 ・質疑等への対応	20
価格点		
6. 事業費の総額 (サービス料含む)	安価かつ積算根拠の妥当性	40
7. 削減保証額	最大化かつ積算根拠の妥当性	10

(3) 提案プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等に基づき、企画提案者によるプレゼンテーション及び審査会によるヒアリングを行う。

① 実施予定日

令和7年6月24日（火）～26日（木）

② 提案者側の出席人数

出席人数は6名以内とし、グループ構成員に限る。

③ 所要時間

企画提案者1グループにつき概ね40分（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分）

ア 内容

企画提案書等に記載した内容に沿ってプレゼンテーションを行うこと。

スライドプレゼンテーションソフトの使用は可とする。

イ その他

プレゼンテーションに関する詳細（実施日時、開催場所など）については、参加事業者に対して別途通知する。

プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、企画提案書に含めて審査対象とする。

(4) 審査結果の通知等

審査結果については、令和7年6月27日（金）までに文書にて本市から参加者（代表者）に通知する。

また、審査結果に対する理由についての説明は書面により求めることが出来る。全ての提案参加者に対して、企画提案審査結果通知書（様式11）により、電子メールで通知する。

審査結果は、本市のホームページにおいて公表する。

(5) 審査結果に関する説明

審査結果について説明を求める場合は、次のとおりとする。

電話等による問い合わせには応じない。

① 提出書類

任意の様式による書面（A4判）

② 提出期限

審査結果の通知のあった日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内の17時までとする。

③ 提出先

「13 事務局」のとおり

④ 回答

書面にて回答する。

11 その他

(1) 企画提案書等の取り扱い

① 企画提案は、1者または1グループにつき1案のみとする。

② 企画提案書等の作成・提出、ヒアリング実施のための旅費等、本企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

③ 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。

④ 原則として、企画提案書等提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市の判断により記載内容の確認、補足資料の提出、資料の補正等を求めることがある。

⑤ 提出された企画提案書等は、横須賀市情報公開条例第2条に規定する行政文書に該当し、同条例第6条の公開請求があった場合、企業の利益を損なう部分を除き公開の対象となる。

⑥ 提出された企画提案書等は、返却しない。

⑦ 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属するものとし、本件プロポーザル以外には提案者に無断で使用しない。

⑧ 企画提案書等は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲または情報公開等のために複製を作成することがある。

⑨ 優先交渉権者と基本協定を締結した後は、優先交渉権者の企画提案書等を、成果品が納品され

るまで関係者の閲覧に供するものとする。

- ⑩ 企画提案書等の内容は、契約を構成する文書の一部とし、優先交渉権者選定後に締結する契約に反映する。その履行については、施工中はもとより、計測・検証及び保証段階においても、その義務を負うものとする。万が一、提案の不履行及び不足等が生じた場合、本市は、優先交渉権者に対して、相応の賠償を請求するものとする。

（２）失格事項

- ① 企画提案書の提出方法、提出先または提出期限に適合しないもの
- ② 指定した企画提案書の様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 企画提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 本実施要領の公表から審査結果公表が完了するまでの間において、審査会委員に接触するなど、審査の公平性を害する行為があったもの
- ⑥ 提案プレゼンテーション（ヒアリング）に参加しなかったもの
- ⑦ 提案額が「３ 事業費上限額」に掲げる額を超えているもの
- ⑧ 本実施要領及び要求水準書で求める条件、必須事項について、満たさないものがあるもの

１２ 契約に関する事項

- （１）本プロポーザルは、優先交渉権者及び次点者の選定を目的に実施するものであり、具体的な成果品を求めるものではない。契約後の業務については、提案内容を踏まえ、本市と優先交渉権者で詳細協議して実施するものとする。なお、詳細協議は、優先交渉権者の提案の範囲内で行われるものとする。
- （２）詳細設計の結果、提案者自身の責に帰する原因により、次点者の提案を下回る内容となった場合、優先交渉権は次点者に移るものとする。提案者自身の責に帰する原因により優先交渉権を失った場合、詳細設計費用を含むそれまでの費用は一切支払わないものとする。
- （３）優先交渉権者の選定後において、優先交渉権者（共同企業体の構成員及び業務補助者を含む。）に本プロポーザルにおける失格事項に該当することが判明した場合は、当該優先交渉権は次点者へ移るものとする。
- （４）優先交渉権者は、本市との協議が整い次第、提案内容の範囲内において業務委託契約を締結するものとする。なお、業務委託契約の条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがある。
- （５）契約手続き及び契約書は、横須賀市契約規則、その他本市の契約に関する規定に定めるところによる。

1 3 事務局

横須賀市経営企画部都市戦略課

住所 〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

電話 046-822-9661

メール zc-zc@city-yokosuka.kanagawa.jp